

建材3レベル

中環審石綿飛散防止小委が方針

全ての解体作業を規制対象に

中央環境審議会（環境相の諮問機関）大気・騒音振動部会の石綿飛散防止小委員会（委員長・大塚直・早稲田大学大学院法務研究科教授）は4月26日、第4回会合を経済産業省で開き、大気汚染防止法の特定建築材料以外の石綿含有建材（レベル3建材）の除去等作業時における石綿飛散防止対策の方針を示した。それによると、レベル3建

材が使用された建築物等の解体作業を、建材の種類、除去工法、工事の規模にかかわらず、全て大防法の規制対象にする。ともに、事前調査の実施を自主施工者を含む受注者に義務付けるべきだとしている。同小委は今後、その他の論点も含め、早ければ今夏にも答申案を取りまとめる方針。

同小委の方針によると、石綿含有成形板などレベル3建材が使用された建築物等の解体等作業について、適切な飛散防止措置が行われない場合、周辺の大気中に石綿が飛散する恐れがあると、建材の種類、除去工法、工事の規模にかかわらず、全て大防法の規制対象にすべきだとしている。

また、レベル3建材に係る事前調査の実施について、特定建築材料と同等、自主施工者を含む受注者に義務付けるべきだとしている。

そのほか、レベル3建材について、都道府県等への特定粉じん排出等作業の実施の届出を求めないことを基本とするものの、作業の方法や作業時の石綿の飛散防止対策等を定めた作業計画を作業開始前に策定するよう、受注者および自主施工者に義務付けるべきだとしている。

また、レベル3建材の除去作業について、通知やマニュアルに基づき指導だけでなく、大防法の下で作業基準を規定し、飛散防止措置の実施を明確に義務付けるべきだとしている。

さらに、レベル3建材の除去作業について、通知やマニュアルに基づき指導だけでなく、大防法の下で作業基準を規定し、飛散防止措置の実施を明確に義務付けるべきだとしている。